

議案第 51 号

財産の取得について

多可町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分条例（平成 17 年多可町条例第 58 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 4 日提出

多可町長 吉 田 一 四

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の種類 | 動産（物品） |
| 2 | 財産の名称 | 新庁舎に係る備品類（ロビー・木製家具類） |
| 3 | 品名及び数量 | ロビー・木製家具類 1 5 3 点 |
| 4 | 取得の金額 | 1 0 , 2 4 9 , 4 1 6 円
(うち消費税 7 5 9 , 2 1 6 円) |
| 5 | 契約の方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 6 | 契約の相手方 | 兵庫県小野市本町 21 番地
オー ज्या 商事株式会社
代表取締役 柳 田 吉 亮 |